

令和4年度農林水産ネット販売等販路拡大支援業務委託仕様書

1 業務の目的

新型コロナウイルス感染症の影響により生じた飲食産業・観光産業の需要減少からの回復にはなお時間を要することから、農林水産事業者の新たな販路の拡大が急務となっている。

このような中、三重のお宝マーケット登録事業者をはじめとした県内でネット販売に取り組む三重県の農林水産物生産者及び農林水産物加工品製造業者の農林水産物等（以下「三重県産農林水産物等」という。）について、食にこだわりのある消費者が定期的に利用する首都圏のマルシェやターミナル駅、百貨店など（以下「首都圏のマルシェ等」という。）で販売し、一度買ってもらうことをきっかけに、産地直送の新鮮さや安心感、品質の高さを体感いただくことにより、継続購入につなげるとともに、生産者と消費者同士が直接つながる機会の創出や生産者向けの研修会を開催することで、ネット販売の拡大につなげる。

また、量販店やネット販売事業者、飲食店事業者、ホテル等を対象に、SDGsに配慮したGAPなどの国際認証等を取得した三重県産農林水産物の商談会及びGAPなどの国際認証制度等に関する研修会を開催することで、SDGsに配慮した三重県産農林水産物への理解を深めるとともに、販路拡大につなげる。

2 委託業務名

令和4年度農林水産ネット販売等販路拡大支援業務委託

3 委託期間

契約日から令和5年3月22日（水）まで

4 委託内容

(1) 首都圏のマルシェ等における三重県産農林水産物の販売

首都圏のマルシェ等をターゲットとして、次のア～キを要件に、三重県の農林水産物生産者及び農林水産物加工品製造業者（以下「農林水産業者等」という。）の農林水産物等（畜産物含む）（以下「三重県産農林水産物」という。）を販売すること。

ア 連続した2日以上を1つの単位として、受託者が首都圏のマルシェ等を確保のうえ、契約期間内において、4回以上、三重県産農林水産物を販売する機会を創出するものとし、その候補の会場となる首都圏のマルシェ等を提案すること。提案にあたっては、会場に来場する客層や来場者数の見込み、会場内における三重県のスペース等のデータに加え、会場内で販売できる品目数の目安を提示すること。（ただし、1回あたり30品目程度以上を販売すること。）

イ 首都圏のマルシェ等における販売会場の手配や使用料等の支払い、三重県産農林水産物の公募（公募にあたっては、WEBやSNS、メール等により広く三重県内の生産者等に周知すること。）・選定（選定にあたっては、ネット販売を実践している生産者や三重ブランド認定品、みえの安心食材、GAP等国际認証を取得した県産食材などを優先するものとし、委託者と十分に協議のうえ決定すること。）・会場への運搬、会場の販売スペースの設営・運営・撤去については、全て受託者が実施するとともに、その費用は全て受託者の負担とする。なお、三重県産農林水産物を選定した結果、販売するために必要となる冷蔵又は冷凍設備等の各種設備が必要となる場合は、受託者の負担により受託者が準備するものとする。

- ウ 首都圏のマルシェ等における三重県産農林水産物の販売にあたっては、WEB、SNS、チラシ、ポスター等を活用し、受託者の負担で広く消費者に周知すること。
- エ 三重県産農林水産物の販売にあたっては、受託者による買取販売または受託者による農林水産業者等からの委託販売によるものとする。なお、受託者が販売手数料を加算し販売する場合は、委託契約期間における当該委託事業に係る売り上げの総額が、委託契約期間中における生産者からの買取金額の総額を超過する場合は、その超過した金額を三重県に納付するものとする。
- オ 首都圏のマルシェ等への農林水産業者等の参加の有無は、農林水産業者等が決定するため、オンライン会議システムを活用するなど、受託者の負担で販売ブースの様子を生産者や委託者がオンラインで常時閲覧できるようにするとともに、ディスプレイやスピーカーを設置するなどにより、首都圏のマルシェ等への来場者と農林水産業者等が交流できるようにすること。
- カ 首都圏のマルシェ等における三重県産農林水産物の販売において、各生産者が開設しているホームページ等での継続購入につなげる工夫について提案するとともに、その提案内容を契約期間中に実行すること。また、実行に伴う効果（30者程度以上が、新たな販路を確保することを目標とする。）についても検証し、委託者に報告すること。
- キ 首都圏のマルシェ等における三重県産農林水産物の販売後、上記の「ア」で定める1つの単位が終了する毎に、販売方法の課題や解決に向けた改善方法等の提案を取りまとめた様式（任意）の報告書を作成すること。また、その報告書を県へ提出するとともに、未実施分の首都圏のマルシェ等における三重県産農林水産物の販売において、改善内容を反映させること。

（2）ネット販売促進・ブランド力の向上に関する研修会等の開催

農林水産業者等に対して、次のア～クを要件としてオンラインを活用した研修を4回以上開催すること。

また、次のケースを要件として、研修参加者の中から希望する事業者に対し、研修講師等の専門家によるフォローアップを実施することで、直ちに成果につながるよう支援すること。

なお、講師の候補の提示・手配、研修会場の設営・運営・撤去など、研修会の開催及びフォローアップに必要な全ての経費は受託者の負担とし、受託者が実施するものとする。

- ア オンラインを活用し、リアルタイムで講師と参加者が交流でき、参加者同士での交流ができるものとし、質問をチャット形式で受付できるものとする。また、オンライン研修の効果が高まる工夫を盛り込むこと。
- イ オンライン環境は受託者で準備すること。また、研修参加者が増加しても対応が可能となるよう安定したシステムを準備すること。一般利用者の環境としては、特定のブラウザに依存がなく、特にEdge、Safari、Chrome、Firefox等での利用を可能とすること。言語設定を除き、利用者側の各種OSに依存しないこととし、特に、Windows10及びiOS6以上、Mac OS X、Android4以上での動作確認を行うこと。また、スマートフォンやタブレット端末については、レスポンシブルデザインとし、iPhone/iPad、Androidの一般的な端末機で表示できること。
- ウ 農林水産業者等によるネット販売の促進やブランド化をめざす意欲ある事業者が、ブランディングについて学べる研修内容とし、研修1回あたり90分程度とする。
- エ 研修テーマや開催時期等については、受託者の提案を基に県と協議のうえ決定すること。

- オ 研修の内容を録画し、契約期間中については、受講登録した農林水産業者等が視聴できる環境を整え、一定期間は受講者からの質問にも対応できるようにすること。また、人物の撮影にあたり、被写体に対して「撮影行為」及び「県が各種広報活動等で活用する可能性があること」について、受託者の責任で書面同意を得ておくこと。
- カ 参加者の募集及び受講者の申込受付を行うこと。
- キ 研修は、各回最低 30 名程の参加を目安に、農林水産業者等に周知、働きかけを行うこと。
- ク 研修終了後にアンケート調査を行い、研修効果の確認を行うこと。
- ケ 受託者は、研修受講者のうちフォローアップを希望する事業者に対し、エントリーシート（受託者が作成・様式は任意）を提出させることとし、そのシートを基にフォローアップを実施する事業者を選定すること。選定にあたっては、実現可能性や事業者の意欲等を勘案することとし、フードイノベーション課の職員を含めた選定会議を開催（随時・WEB）して決定すること。
- コ オンラインと現地訪問を効果的に組み合わせたフォローアップ計画を策定したうえで、1 事業者あたり平均 5 回程度とし、研修講師等の専門家によるフォローアップを行うこと。
- サ フォローアップの対象事業者は、8 者程度とする。
- シ フォローアップ実施の際は、受託者も必要に応じて同席し、フォローアップの状況・内容を受託者から随時県に報告すること。
- ス 農林水産業者等と研修講師等の専門家との日程調整は受託先が行い、日程が確定次第、県と情報を共有すること。

(3) GAP 認証取得等 SDG s に配慮した三重県産農林水産物に特化した商談会の開催

量販店やネット販売事業者、飲食店事業者、ホテルのバイヤー等を対象に、GAP など認証等に対する理解を深めるとともに、これら認証を取得するなど SDG s に配慮した三重県産農林水産物の販路拡大のための商談会を開催し、その効果を検証すること。

なお、講師等の候補の提示及び手配、会場の設営・運営・撤去等開催に必要なすべての事項を委託内容に含める。

要件は以下のとおりとする。

- ア 商談会に出品できる三重県産農林水産物及び一次加工品（以下「県産農林水産物等」という。）は、GAP や MEL、みへの安心食材等の認証を取得するなど、SDG s に配慮したものとする。対象とするものについては、県と協議して決める。
- イ 商談会には、出品する農林水産業者等が直接参加し、参加する量販店のバイヤー等と交流ができるように工夫すること。
- ウ 参加する量販店等の事業者は、こだわり食材を扱う量販店や EC サイト、ホテル等 SDG s に配慮した農林水産物等に関心のある事業者とし、どの業種を対象とするかは受託者が検討すること。
- エ 参加する農林水産業者等は 10 者程度、量販店等は 10 者以上とし、取り扱う品目や業種になるべく偏りがないようにすること。参加事業者が多いのは構わない。
- オ 商談会と併せて、参加する量販店のバイヤー等に対し、SDG s に配慮した県産農林水産物等に対する理解を深めるための研修会を実施すること。研修会では、GAP 等の認証にどのようなものがあるか、SDG s に配慮した農林水産業者等ではどのような取組を行っているかを紹介するなど、理解しやすい内容とするように配慮する。内容については、県と協議すること。
- カ 原則として商談会はリアル会場で開催するものとするが、新型コロナウイルス感

感染症の発生状況によっては、一部もしくは全部オンラインでの開催も可能とし、ハイブリッド開催も視野に入れ、確実に開催できる体制を整えること。ただし、この決定にあたっては、県と協議すること。

オンラインで開催する場合は、Z o o m等一般的に利用されている会議システム等を活用し、参加者が参加できない要因とならないようにすること。

キ 商談会を開催する会場は、参加者が参加しやすい場所を提案し、県と協議のうえ決定すること。

ク 本商談会の開催後には、出品した農林水産業者等及び参加した量販店等のバイヤーにアンケート調査を行い、その効果を検証すること。

5 成果品

- (1) 令和4年度農林水産ネット販売等販路拡大支援業務完了報告書 1部
- (2) 令和4年度農林水産ネット販売等販路拡大支援業務実施実績書 1部
- (3) その他指示するもの
- (4) 上記の報告に係る資料及び企画提案コンペへの提出資料に関する紙資料及び電子データ資料を収めた電磁的記録媒体（CD-ROM等） 1部
- (5) 成果品の提出期限
成果品については、令和5年3月22日（水）までに提出するものとする。

6 業務の適正な実施に関する事項

(1) 業務の一括再委託の禁止

受託者は、本委託業務を一括して第三者に委託し、又は請け負わせることができない。ただし、業務を効率的に行ううえで必要と思われる場合は、三重県と協議のうえ、業務の一部を委託することができる。

(2) 個人情報保護

受託者が本委託業務を行うに当たって個人情報を取り扱う場合には、三重県個人情報保護条例（平成14年3月26日三重県条例第1号）、個人情報保護条例施行規則（平成14年4月12日三重県規則第45号）に基づき、その取り扱いに十分留意し、漏えい、滅失及びき損の防止、その他個人情報の保護に努めること。

委託業務を通じて取得した個人情報については、三重県個人情報保護条例の適用を受け、その取り扱いについては、別記「個人情報の取扱に関する特記事項」を遵守するものとする。

(3) 守秘義務

受託者は、本委託業務を行うに当たり、業務上知り得た個人情報等の守秘事項を他に漏らし、又は自己の利益のために利用することはできない。また、委託業務終了後も同様とする。

(4) 新型コロナウイルス感染防止対策

受託者は、事業の実施にあたっては、業種や施設の種別に応じた感染防止対策（ガイドライン）を十分に踏まえた新型コロナウイルス感染防止対策を受託者の負担で講じること。

7 前金払い

本委託業務の遂行上必要があると認められる場合、受託者は前金払請求書により、前金払いを請求することができる。

8 関係書類等の整備

本委託業務実施に関する以下関係帳簿等を整備し、業務終了後5年間は保管すること。

- (1) 本委託業務実施にかかる会計関係帳簿類(実施にかかる経費の内訳が分かる書類等)
- (2) 本委託業務実施にかかる会計処理関係書類(見積書、請求書、納品書、領収書振込依頼書等)
- (3) その他、三重県が必要とする書類等

9 その他、受託上の留意点

- (1) 事業実施にあたって、契約書及び本仕様書に定めのない事項や細部の業務内容については、県と協議して実施するものとする。
- (2) その他必要な事項は「三重県会計規則」の規定によるものとする。
- (3) 受託者は、この契約に違反する事態が生じ、又は生じるおそれのあることを知ったときは速やかに三重県に報告し、委託者の指示に従うこと。
- (4) 業務遂行において疑義が生じた場合は、三重県と協議し、その指示に従うこと。
- (5) 三重県は、必要に応じ、受託先を訪問し状況確認を行うとともに、実地及び書面による検査を実施することができるものとする。
- (6) この契約にかかる会計関係書類は、委託事業が完了した日の属する会計年度の終了後5年間保存すること。
- (7) 本業務により発生した成果物の所有権は、引き渡し完了したときに三重県に移転するものとし、成果物のうち新規に発生した著作物の著作権(著作権法第21条から第28条までに規定する権利で、第27条及び第28条に定める権利を含む。以下「著作権」という。)及び成果物のうち委託者又は受託者が受託業務の従前から著作権を有する著作物の翻案等により発生した二次的著作物の著作権は、委託料の支払いが完了したときをもって三重県に譲渡されるものとする。また、受託者は著作権を譲渡した著作物に関して、著作人格権を行使しないものとする。

10 連絡先(担当部局)

〒514-8570 三重県津市広明町13番地

三重県農林水産部フードイノベーション課

担当 奥沢

TEL 059-224-2395 FAX 059-224-2521

E-mail foods@pref.mie.lg.jp